

同時発表：近畿運輸局

令和6年3月29日  
鉄道局鉄道事業課

## 近江鉄道線の鉄道事業再構築実施計画の認定について

国土交通大臣は、近江鉄道線の鉄道事業再構築実施計画について、令和6年4月1日付けで認定を行う予定です。本件について、近畿運輸局長より申請者に対して認定書を手交します。

国土交通大臣は、令和6年2月29日付けで近江鉄道株式会社等から申請のあった鉄道事業再構築実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第2項に基づき、令和6年4月1日付けで認定を行う予定です。

実施計画では、近江鉄道株式会社を第二種鉄道事業者、一般社団法人近江鉄道線管理機構を第三種鉄道事業者とする上下分離を行うとともに、地方公共団体等による支援やキャッシュレス決済導入等の利用者利便の向上に関する取組を行うこととされています。これらの計画が実現すれば、近江鉄道線の利便性・持続可能性が向上することとなります。

なお、認定に際し、近畿運輸局長から申請者に対して認定書を手交します。

【概要】(詳細については添付資料をご覧ください。)

○申請者

近江鉄道株式会社、一般社団法人近江鉄道線管理機構、滋賀県、東近江市、彦根市、近江八幡市、甲賀市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

○事業構造の変更

(現行) 第一種鉄道事業者：近江鉄道株式会社

(変更) 第二種鉄道事業者：近江鉄道株式会社

第三種鉄道事業者：一般社団法人近江鉄道線管理機構

○計画期間

10年間：令和6年4月1日～令和16年3月31日

近畿運輸局長から申請者に対する認定書の手交について、当日の取材を希望される場合は別紙により事前の登録をお願いします。

○手交日時 令和6年4月1日(月) 17:40～

○手交場所 近畿運輸局第三会議室

【参考】

令和5年の改正地域交通法に基づく鉄道事業再構築実施計画の認定は、8件目となります。

【問い合わせ先】

鉄道事業再構築実施計画に関すること

鉄道局鉄道事業課 田中、八木橋、吉田

代表 03-5253-8111(内線 50503、40343、40514)、直通 03-5253-8539

認定書の手交に関すること

近畿運輸局鉄道部監理課 松尾、富田 直通 06-6949-6439

【別紙】

## 「近江鉄道線の鉄道事業再構築実施計画認定書交付」 に係る取材事前登録のお願い

当日の取材をご希望される報道機関は、以下により事前の登録をお願いします。

### 1. 登録方法

下記の連絡先に必要事項記載の上、電子メールにより事前の登録をお願いします。

#### 【必要事項】

件名：近江鉄道線認定書交付事前登録

本文：①会社名

②氏名

③連絡先（電話・Eメールアドレス）

#### 【連絡先】

kkt-tetsudoukanri★ki.mlit.go.jp

※「★」を「@」に置き換えて送信して下さい。

### 2. 登録締切

令和6年4月1日（月）午前10時

### 3. 注意事項

- ① 大阪合同庁舎第4号館の入館に際して入館手続きが必要となりますので、1階合同庁舎受付で手続きをお願いいたします。
- ② 交付会場前（11階第三会議室前）で受付を行いますので、登録された代表の方のお名刺をお預かりいたします。また、身分証明書の提示をお願いする場合があります。  
受付開始：17時00分
- ③ 交付会場において撮影機材等の準備が必要な報道機関におかれましては、17時30分までに受付の上、会場に入場をお願いします。
- ④ 取材時は、会社名の記載された「腕章等」を着用頂くとともに、近畿運輸局職員の指示に従って下さい。
- ⑤ 撮影等に必要な電源はご用意しておりませんので、各自ご用意願います。

## 近江鉄道線の鉄道事業再構築実施計画の概要

### 1. 対象路線

近江鉄道 本線（米原～貴生川間：47.7km）  
八日市線（八日市～近江八幡間：9.3km）  
多賀線（高宮～多賀大社前間：2.5km）  
R4 輸送密度（全線）：1,630 人

### 2. 事業構造の変更の内容

現在の第一種鉄道事業者である近江鉄道株式会社が、鉄道用地を引き続き保有する一方、鉄道施設・設備、車両を一般社団法人近江鉄道線管理機構※に無償譲渡し、第二種鉄道事業者として運行を実施する。（一社）近江鉄道線管理機構は、近江鉄道株に鉄道施設・設備、車両を無償貸付するとともに、保守管理費用を負担するほか、鉄道用地保有に係る固定資産税相当額を支援する事業構造とする。

※一般社団法人近江鉄道線管理機構：滋賀県、東近江市、彦根市、近江八幡市、甲賀市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町が設立した一般社団法人

※（一社）近江鉄道線管理機構が近江鉄道株から鉄道事業の用に供する不動産（家屋）を取得した際の登録免許税及び不動産取得税について、税制特例措置を適用

### 3. 計画期間

令和6年4月1日～令和16年3月31日（10年間）

### 4. 地方公共団体その他の者による支援の主な内容

- (1) （一社）近江鉄道線管理機構による鉄道施設・設備、車両の保有
- (2) 滋賀県及び沿線10市町（東近江市、彦根市、近江八幡市、甲賀市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）による設備更新、維持修繕費用の負担
- (3) 沿線自治体による利用促進策の実施

### 5. 利用者の利便の確保に関する主な事項

- (1) 利用者の利便性・サービスの向上（事業費5.6億円）  
交通系ICカード等のキャッシュレス決済の導入、観光シーズンにおけるスマホ決済による乗り放題チケットの販売、タイムリーな運行情報の提供、駅舎の美化等のサービス改善に努め、利用者の利便性向上を図る
- (2) 輸送の安全確保、安全・安心な運行の提供（事業費141億円）  
鉄道施設・整備、車両等の計画的な整備、レールの重軌条化やPC枕木化等による乗り心地の改善や定時性・速達性の向上を図ることにより、持続可能性を向上

させる取組を行う

(3) 地域と連携した利用促進・増収施策の推進（事業費 0.4 億円）

駅舎及び駅周辺において地域の魅力を活かした集客性の高いイベントを開催し、沿線地域内外からの利用促進を図るとともに、枕木オーナー制度の導入等により、新たな収入確保に努める

合計 147 億円 ※（2）の一部について、社会資本整備総合交付金を活用予定

## 6. 鉄道事業再構築事業の効果

○（一社）近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者となり、第二種鉄道事業者である近江鉄道㈱に鉄道施設等は無償で貸付けるとともに、沿線 10 市町による利用促進・増収策等を実施することにより、近江鉄道線の輸送の維持・持続可能性向上が図られるほか、利用者等のニーズにきめ細かに対応し、利便性やサービスの向上を図ることが可能となる

○交通系 IC カード等のキャッシュレス決済の導入や観光シーズンにおけるスマホ決済による乗り放題チケットの販売等により、利用者利便の向上が図られる

○年間利用者数

・令和 15 年度 473 万人

（・令和 4 年度 433 万人）

○第二種鉄道事業者の事業収支の均衡

（令和 4 年度鉄道事業営業損益：△214 百万円）

# 近江鉄道線の鉄道事業再構築事業の概要

## 鉄道事業再構築事業実施スキーム

(計画期間: 令和6年4月～令和16年3月)

### 近江鉄道(株)

〈第二種鉄道事業者〉

運 行

鉄道用地保有

鉄道施設・車両の  
保守管理業務

鉄道施設・  
車両の  
無償譲渡

鉄道施設・  
車両の  
無償貸付

### (一社) 近江鉄道線管理機構

〈第三種鉄道事業者〉

鉄道施設・車両保有

鉄道施設・車両の  
保守管理費用を負担

鉄道施設・車両の  
保守管理費用を負担  
鉄道用地保有に係る  
固定資産税相当額を  
支援

設備投資  
費用等を  
補助

機構運営費を  
負担

国

### 滋賀県・ 沿線10市町

東近江市、彦根市、近江八幡市、甲賀市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

### 沿線10市町

東近江市、彦根市、近江八幡市、甲賀市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

## 具体的施策と効果

### 効果

- 上下分離により利用者等のニーズにきめ細かに対応し、利便性やサービスの向上を図ることが可能となる
- 輸送人員: 473万人/年 (R15年度見込)  
(R4年度: 約433万人/年)
- 第二種鉄道事業者の営業収支の均衡

### 具体的な施策

◇は社総交活用予定事業

- 利便性・サービスの向上
  - ◇ 交通系ICカード等、キャッシュレス決済の導入
  - ◇ タイムリーな運行情報の提供
  - ◇ 駅舎の美化
- 輸送の安全確保、安全・安心な運行の提供
  - ◇ 鉄道施設等の計画的な整備・更新等  
[施設整備10年間: 88億円]
  - そのほか、[維持修繕10年間: 53億円]
- 地域と連携した利用促進・増収施策の推進
  - ◇ 駅施設等を活用したイベント実施
  - ◇ 沿線学校、企業等への定期券購入促進活動の実施

※近江鉄道線管理機構が近江鉄道から鉄道事業の用に供する不動産(家屋)を取得した際の登録免許税及び不動産取得税について税制特例措置を適用

1. 社名 近江鉄道株式会社（第二種鉄道事業者）  
代表取締役社長 飯田 則昭  
（第三種鉄道事業者：一般社団法人近江鉄道線管理機構）
2. 本社 滋賀県彦根市駅東町15番地1
3. 資本金 4. 1億円
4. 主な株主 西武鉄道株(100%)
5. 区間 本線：米原～貴生川、25駅、47.7km（単線電化）  
八日市線：八日市～近江八幡 6駅、9.3km（単線電化）  
多賀線：高宮～多賀大社前、2駅、2.5km（単線電化）  
計：59.5km
6. 沿革 明治29年：近江鉄道株式会社設立  
明治31年：彦根～愛知川間<sup>えちがわ</sup>で営業開始  
昭和18年：西武グループの経営傘下化  
昭和21年：全線開通  
昭和62年：全線においてワンマン運転開始  
平成28年：西武鉄道による完全子会社化

● ご利用状況（輸送密度） （単位：人／日）

区間	H28年度	R元年度	R4年度
全線	1,865	1,786	1,630

● これまでの動きと現在の状況

- ◆ 平成28年 6月 平成6年以降赤字が続いていることを受け、民間企業の経営努力による事業継続が困難であるとして、近江鉄道が滋賀県に対し協議を申し入れ。沿線市町も含めた勉強会の開始
- ◆ 令和元年11月 近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の設置（構成員：滋賀県、沿線5市5町、交通事業者、学識経験者等、近畿運輸局がオブザーバー）
- ◆ 令和2年12月 公有民営方式による上下分離への移行を決定
- ◆ 令和3年10月 「近江鉄道沿線地域公共交通計画」策定
- ◆ 令和5年 1月 一般社団法人 近江鉄道線管理機構 設立（第三種鉄道事業者として鉄道資産を保有・管理）
- ◆ 令和6年 4月 鉄道事業再構築実施計画の認定、上下分離実施

